

リスク分担表

業務仕様書 別紙3

市と指定管理者のリスク分担はおおむね次の表のとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担する者			
		市	指定 管理者	分担 (協議)	指定管理者 (負担限度付)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの (著しい人件費・物件費の変動に伴う 経費の増加等)	○			
	それ以外のもの(人件費・物件費を含 む。)		○		
資金調達 金利変動	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等の 改廃	管理運営に直接影響する法令等の改廃			○	
税制改正	消費税及び地方消費税等 の改正			○	
	法人税、法人住民税の税率等 の改正		○		
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等 の 未取得・ 未更新	市が取得すべきものによるもの	○			
	指定管理者が取得すべきものによるもの		○		
管理運営 内容の変 更	市の施策による変更	○			
	指定管理者の発案による変更			○	
市議会の 議決(※ 1)	指定の議決が得られないことによる管理運営の開始の延期		○ (候補者)		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		

リスクの種類	リスクの内容	負 担 す る 者			
		市	指定 管理者	分担 (協議)	指定管理者 (負担限度付)
管理運営 の中断・ 中止・臨 時休館等	市に帰責事由があるもの（施設、設備、市の備品等の瑕疵、市による施設改修による臨時休館等）	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの（指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休館等）		○		
	指定管理者の提案による自主事業の運営		○		
	それ以外のもの			○	
資料・展 示品の損 傷	指定管理者の管理上の瑕疵によるもの		○		
	その他第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの等	○			
施設等の 損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備、備品		○		
	施設の設計・構造上の原因によるもの	○			
	その他経年劣化・第三者の行為で相手方が特定できないもの等（上段：1件当たり、下段：年間合計）				100万円
					300万円
利用者等 への損害 賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市及び指定管理者に帰責事由があるもの			○	
周辺地 域、住 民、利 用者等 への 対応	地域との協調		○		
	施設の管理運営、業務内容に対する住民及び利用者等からの要望への対応		○		
	それ以外のもの	○			

リスクの種類	リスクの内容	負 担 す る 者			
		市	指定 管理者	分担 (協議)	指定管理者 (負担限度付)
セキュリ ティー	指定管理者の警備不良による情報漏えい、犯罪発生等		○		
募集要項 等の不備	募集要項及び業務仕様書の不備に基づくもの	○			
事業終了 時の原状 回復	指定期間の終了、指定の取消し等により指定期間中に指定管理者の業務を行わなくなった場合の原状回復及び撤収費用		○		
不可抗力 (※2)	不可抗力による施設、設備、市の備品等の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	
	避難所その他災害拠点等の開設	○			

※1 市議会の議決：このリスクは指定管理者ではなく、指定管理候補者が負担する。

※2 不可抗力：異常な暴風や豪雨、台風、洪水、津波、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、落雷、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ、感染症のまん延等。

なお、上記リスク分担において、疑義のある場合や、定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、定めることとする。